

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

業者名	住所
テーケー・アクティブ（株）	宮城県仙台市青葉区郷六字屋敷4-22

2. 指名停止措置期間

平成27年10月23日 から 平成28年 1月22日 3ヵ月

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

本件については、テーケー・アクティブ（株）の代表取締役が、秋田県仙北市が発注する廃棄物最終処分場の管理業務に関して、便宜を図ってもらった見返りに、同市職員に対して2回にわたり計140万円相当の国内旅行の接待を行ったとして平成27年9月28日、秋田県警に贈賄容疑で逮捕されたものである。

5. 指名停止措置理由

上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第4号イの措置要件に該当し、それを準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当する。

本件については、指名停止3ヵ月とする。

指名停止措置要領別表第2

措置要件	期間
(贈賄) 4 次のイ又はロに掲げる者が当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等（役員又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のものをいう。）	逮捕又は公訴を知った日から 3ヵ月以上 9ヵ月以内 1ヵ月以上 3ヵ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33 TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

○総務部契約課長 入江正利 (内線2511)

総務部経理調達課長 兼井政勝 (内線6311)

○総務部契約課長補佐 高崎勝行 (内線2512)